

善監委告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項及び第10項の規定に基づき公表します。

令和3年3月1日

善通寺市監査委員 藤岡博文
善通寺市監査委員 壽賀崎久

令和2年度定期監査の結果について（後期分）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項及び第10項の規定に基づき、次のとおり報告する。

なお、この監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

記

1 監査の内容

令和2年4月1日から令和2年12月31日までに執行した財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に則してなされているかについて監査した。

2 監査の対象

部 名 等	課 名 等
総 務 部	秘書課，政策課，総務課，防災管理課
市民生活部	市民課，税務課，人権課，債権管理課
保健福祉部	保健課，社会福祉課，子ども課，高齢者課
産業振興部	農林課，商工観光課，営業課
都市整備部	土木都市計画課，建築住宅課，下水道課
委員会等	会計課，議会事務局，選挙管理委員会，公平委員会，農業委員会

3 監査の期間

令和3年1月28日（木）から同年2月10日（水）まで

4 監査の方法

今回の監査は、定期監査であるので、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理についての合法性、正確性、効率性等に主眼を置き実施した。

なお、監査に当たっては、対象課等から、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

また、個々の出納については、毎月の例月出納検査において検査をしているので、省略した。

5 監査委員の除斥

議会事務局の監査について、議員のうちから選出された壽賀崎久監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

6 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、関係諸帳簿、証拠書類等の照合等により監査したところ、全般的に概ね適正に行われていた。

また、比較的軽微な事項については、その都度、関係各課に注意を行い、記載を省略しているが、改善又は検討を要する事項は、次のとおりである。

今後とも、一層の厳正かつ適正な事務事業の執行に十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

個別指摘事項

(総務課)

行政財産（市庁舎の一部）の貸付契約書について

行政財産は、地方自治法施行令第169条の3（財産である庁舎等を貸付けることができる場合）及び市公有財産規則等により5年間の貸付ができる。しかし、一部の貸付契約書については、この規則に沿っていないので、早急に検討されたい。

(政策課)

財務諸表書類の記載について

総務省の指導により、統一的な基準による地方公会計の整備を図り、財務書類や固定資産台帳から得られる情報をもとに、地方公共団体間の比較及び公共施設等の適正管理並びに予算編成の活用等が進められている。本市においても、ホームページで内容を開示している。しかし、連結純資産変動計算書、連結資金収支計算書においては一部省略されている。このため、基礎的財政収支（プライマリーバランス）が確認できない状態になっているので、改善されるように検討されたい。

ふるさと納税の収納代行業者、指定代理納付者の公表について

ふるさと納税については、令和2年度から複数のポータルサイトが利用できるようになり、より多くの寄附を集めるために努力している。これらの取組みにより、市の収納代行業者、指定代理納付者が追加となるので地方自治法等の規定により告示されている。しかし、市のホームページ等にこれらの記載がみられないので検討されたい。

(市民課)

手数料の指定代理納付者の公表について

本市は、利便性向上のため、各種証明書のコンビニ交付サービスを導入しているが、更なる利便性向上のため、QRコード決済サービス「PayPay」を試験導入し、これまで現金のみの取扱いだった各種証明手数料のキャッシュレス決済の試行に取り組んでいる。これらの取組みにより、市の指定代理納付者は、地方自治法等の規定により告示されている。しかし、市のホームページ等にこれらの記載がみられないので検討されたい。

(農林課)

山林組合委任の市有林について

まんのう町地域に、共同で所有している市有林は、令和2年度から財産調書に記載される。今後、財務書類及び固定資産一覧表への記載が、まんのう町及び丸亀市との評価額に齟齬が無いように、算定単価を確認されたい。